

青森地域広域事務組合規約の変更について

1 概要

青森地域広域事務組合においては、青森地域広域事務組合規約に基づき、構成する市町村からの出資金及び青森県からの助成金を原資にふるさと市町村圏基金（青森地域広域事務組合振興基金）を設置しており、この運用益を財源として、青森地域の振興に資する事業を実施してきた。

同基金を廃止するため、青森地域広域事務組合規約について所要の変更を行う。

＜廃止の主な理由＞

- ① 青森圏域における関係市町村の連携した取組については、「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づく取組として実施していること
- ② 基金を活用した取組は、構成市町村の単独事業として実施されている現状にあること
- ③ 基金を活用した事業を実施する市町村に偏りがあること

2 変更内容

基金の設置等に係る条項及び別表を削除する。

- 第15条（基金の設置）
- 第16条（出資金の額）・別表
- 第17条（処分の制限）
- 第18条（基金財産に対する関係市町村の権利）

3 今後の予定

- ① 構成市町村の議会の議決
- ② 構成市町村による協議書の締結
- ③ 青森県知事へ許可申請
- ④ 青森県知事の許可

【参考】青森地域広域事務組合振興基金の概要

- ・構成市町村の一体的な振興を図る事業の実施に要する経費の財源とするため、造成。
（基金の額 1,053,370千円のうち青森市分 712,350千円）
- ・運用益を活用し、主に各構成市町村やその推薦団体が行う圏域内外の人的交流、観光客の誘客を目的とする事業等に補助金を交付する補助事業などを実施してきた。